

岐阜県公報

号 外 (三) 平成二十三年 四月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(防 災 課) ページ 一

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「保健所」を「保健所(保健所に置かれる事務所を含む。)」に改める。

別表第二総合企画部の部情報企画班の項第一号中「RENTAI(岐阜県行政情報ネットワーク)」を「岐阜県行政情報ネットワーク」に改め、同部研究開発班の項中「試験研究機関」を「公の施設(研究開発課所管分)」に改め、同表環境生活部の部不法投棄監視班の項及び地球環境班の項を次のように改める。

清流の国ぎ ふづくり推 進班	環境生活部 清流の国ぎ ふづくり推 進課長	自然公園施設等の災害対策に関すること。
環境管理班	環境生活部 環境管理課 長	1 公害防止対策に関すること。 2 公害防止施設等の災害対策に関すること。

別表第二健康福祉部の部医療整備班の項第二号中「公立大学法人岐阜県立看護大学」

を「地方独立行政法人（医療整備課所管分）」に改め、同部生活衛生班の項に次の一号を加える。

6 愛玩動物等の救援に関すること。

別表第二商工労働部の部商工政策班の項に次の一号を加える。

6 試験研究機関（商工政策課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二農政部の部農政班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 試験研究機関（農政課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第一農政部の部農業振興班の項及び検査監督班の項を次のように改める。

農産物流通班	農政部 農産物流通課長	災害用食糧に関すること。
農業経営班	農政部 農業経営課長	1 農業技術の指導及び普及に関すること。 2 被災農業者に対する農業共済金の早期支払等に関すること。 3 被災農業者に対する災害金融に関すること。 4 農業大学の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第一農政部の部農業技術班の項を削り、同部農産園芸班の項中第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 病害虫の発生予防及び防除に関すること。

7 病害虫防除所の災害対策に関すること。

別表第一農政部の部農産園芸班の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 肥料、土壌等に関すること。

別表第二農政部の部農地計画班の項を次のように改める。

農村振興班	農政部 農村振興課長	農業施設（農村振興課所管分）の災害対策に関すること。
-------	---------------	----------------------------

別表第二林政部の部林政班の項第四号中「森林文化アカデミー」を「森林研究所及び

森林文化アカデミー」に改める。

別表第三渉外チームの項構成班の欄中「産業政策班」を「商工政策班」に、「都市政策班」を「都市政策班 総務企画班」に改め、同表食糧物資チームの項構成班の欄中「農政班」を「農産物流通班」に改め、同表県民相談チームの項構成班の欄中「農業振興班」を「農業経営班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター